

平成 31 年度三重県広報紙「県政だより みえ」版下制作等業務に係る仕様書

1 事業名

平成 31 年度三重県広報紙「県政だより みえ」版下制作等業務（単価契約）

2 事業目的

県民との協創により進める県政を実現するうえで、県政情報を県民に正しく的確に伝えるとともに、県民の県政への参画意識の向上を図ることを目的として、広報紙を発行する。

3 事業内容

(1) 編集方針

- ① 「見やすい、分かりやすい、役に立つ」紙面づくり
- ② 興味、関心を引き付けるインパクトのある紙面づくり
- ③ 毎月読みたくなるようなストーリー性のある紙面づくり

(2) 規格・体裁

	「県政だより みえ」
① 規格	タブロイド判（D判）、4ページ [D4タブ/用紙サイズ 縦406mm×横272mm]
② 用紙	再生上質紙（米坪64.0g/m ² 以上）または、新聞中質紙（米坪60.0g/m ² 以上）
③ 印刷	フルカラー
④ 発行回数	年12回（2019年（平成31年）4月号から2020年3月号まで）
⑤ 発行日	毎月1日（施設配置は毎月1日、新聞折り込みは毎月第一日曜日）
⑥ 紙面構成等	別紙のとおり

(3) 業務内容

ア「県政だより みえ」の版下データ等を制作するため、次の業務を行う。

① 広報紙の企画立案

企画会議や担当課等との打ち合わせに編集スタッフが出席し、企画立案を行うこと。

② 掲載する記事のための取材

県の指示、若しくは必要に応じ取材（筆耕を含む）を行うこと。

③ 掲載原稿の作成（リライトを含む）

県から提出された資料・写真等をもとに原稿作成を行うこと。自らが取材したものについては、自らの責任で原稿を作成すること。

④ 掲載記事のための写真撮影及びイラスト等の作成

県の指示、若しくは編集上の必要があるときは写真撮影及びイラスト、地図等を作成すること。

⑤ 編集（校正作業を含む）・デザインレイアウト

ユニバーサルデザインの視点に立ち、だれもがわかりやすい情報と質の高いサービスが提供できるように紙面を制作すること。

⑥ 版下データの作成

印刷請負業者と面付け等打ち合わせを行い、「県政だより みえ」について、最終色校正校了紙と次のいずれかのデータ形式で保存したデータ或いは製版フィルムを作成するとともに県が指定する場所へ納品すること。（データ形式：アウトラインPDF、1Bit）

⑦ 広報紙紙面のホームページ用データの作成

全頁及び1ページごとに、ダイヤルアップ回線でも快適に見ることができる程度のデータ容量で作成した県のホームページ掲載用のPDFファイル（Windows対応）と、パソコンやスマートフォンから実際の紙面と同様のイメージで快適に閲覧することができるように作成した電子ブックデータをCD等に記録し、県が指定する場所へ納品すること。

電子ブックデータは、電子ブック作成ソフト Flipper u で作成し、設置する機能は、平成 30 年度の電

子ブック版「県政だより みえ」と同等以上とすること。ただし、合理的理由により、他のソフトでの電子ブック作成について提案がある場合は、協議を行うこととする。

各記事のリンク先について、テキストデータを県から提供するので、PDFファイルと電子ブックデータに各記事のリンク先設定を行うこと。電子ブックデータは、リンク先設定したものと、リンク先設定をしていないものの2パターンを作成し、県が指定する場所へ納品すること。

連載企画については、版下データとは別に、取材で撮影した写真及び取材の様様をテープ起こしたワードデータ、ホームページ公開用のインタビュー部分等の詳細版〔PDFファイル（Windows 対応）〕を作成し、CD等に記録し、県が指定する場所へ納品すること。

⑧ テキストデータの作成

最終原稿のテキストファイル（Windows 対応）を作成のうえ、CD等に記録し、県が指定する場所へ納品すること。

⑨ 庁内掲示用PRパネルの作成

来庁者が興味を持って、「県政だより みえ」の内容をご覧になれるよう、県庁内に掲示するパネル（縦100 cm・横70 cm程度 ※材質は問わない）を3部作成すること。その内1部は、パネル下に「県政だより みえ」及び特集に関するパンフレット等を配架できるよう、ソフトポケットなどを備え付けること。

PRパネルのデータは、同サイズで鮮明に印刷できる容量でPDFファイル（Windows 対応）を作成し、CD等に記録し、県が指定する場所へ納品すること。

⑩ 掲載した画像データの提供

県から必要に応じ、随時依頼する画像データを電子メール等で提供すること。

⑪ その他、企画提案コンペで提案を行った取り組みにかかる業務

企画提案コンペで提案を行った取り組みについて、県と協議を行った上で実施すること。これにかかる経費は契約金額内で行うこと。

4 成果品の納入

上記3(3)のア⑥～⑨の版下データ等を記録したCD等とア⑨のパネル、⑪の実績報告を県の指定する期限までに県の指定する場所へ納入すること。

5 その他

① 本委託で生じる版下データの所有権及び著作権については、三重県に帰属する。

なお、版下データを県民等に対する広報目的のために、他の媒体で使用する可能性がある。

② 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

③ 受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

④ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

⑤ 受託者が④のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

⑥ 契約は、「県政だより みえ」1号発行ごとの単価契約とし、支払う代金は各発注ごとに、消費税及び地方消費税を外税で加算した金額とします。

※4～10月号（9月末納品）の7ヶ月分は税率8%、11～3月号の5ヶ月分は税率10%で計算します。